

第9回 送料無料表示見直しに関する意見交換会
主婦連合会 意見要旨

◆「送料無料」の表示の在り方について

- ・通信販売における送料表示の「透明化」はすべき。

すなわち、「送料無料」の場合、運送代を誰が負担しているのかを見える化すべき。

↓

解決策の一例：「送料無料」の表示には、但し書きとして誰がそれを負担しているのかを記す

◆配送や送料に対する認識について

・「送料無料」は、消費者からは、販売している事業者の販促のための「サービス」あるいは「キャンペーン」のようなものと見える。（但し、負担しているのがオンラインマーケットプレイスなのか、そこに店出している販売事業者なのか、その両方なのか・・・は、消費者からは見えない。あるいは・・・配送の請負関係の先に「しわ寄せ」が及んでいるのかどうかについても、消費者にはわからない。）

◆消費者の意識改革・行動変容について

・消費者の行動変容は必要---再配達を減らす努力、コンビニや店頭受け取りを心がけるなど ⇒社会の大切なインフラを疲弊させない・環境負荷を減らすために是非とも必要

◆物流の2024年問題の解決に向けて・・・

送料表示や、「配達」に対する消費者の意識や行動の問題を是正すべきということと、下請けの運送会社で働いている方々の待遇の問題や担い手不足の解決は別の問題として対応策をたてるべきではないか。

- ① 「送料無料」表示は、より透明な表示へと改善すべき。
- ② 消費者の意識改革・行動変容は必要。
- ③ 配送の担い手の賃金水準向上など労働条件が改善される必要⇒これが最も深刻かつ根本的な問題であり、解決されなければならない問題。 ⇒①や②の問題の「是正」でお茶を濁されてはいけないと考える。

③ についての問題提起

- 「送料無料」の「表示」を見直すと「転嫁」が進むのか？
- 「転嫁」イコール問題の根本的解決なのか？
- 仮に送料が「値上げ」されると、その分が下請けの運送会社で働く方々の待遇改善に確実に活かされるのか？

現状の「送料無料」が下請けの運送会社やそこで働く労働者を苦しめているとするならば、まずは・・・

EC 事業者 ⇄ 元請けの大手運送会社 ⇄ 下請けの運送会社

の契約関係、支払い関係、雇用関係のどこに問題があるのかを物流業界と労働問題を所管する官庁が把握し、必要な措置—強力な措置—を施して解決に向けて取り組むべきではないか。

●EC 事業者と元請 and/or 元請と下請けの関係における不当な契約

●実際の配送を行う場面での不法な労働、不当に安い賃金

↑このようなことが起こらないようルールが徹底され、そのルールが守られることが担保された暁には、「送料」負担の問題は、EC 事業者の販促のためのサービス（＝送料はEC 事業者が負担する）とするのか、あるいは、それではEC 事業が成り立たないので消費者が負担する「送料」の見直し（＝「送料無料」の見直し）をせざるを得ないのかということになり、そのときに始めて消費者にとっての「値上げ」の問題となるだろう。

取組みの優先順位を間違えると、根本的な問題の解決につながらない考える。

以上

団体プロフィール

主婦連 合 会

運動方針：消費者の権利を確立し、いのちとくらしを守る社会をめざす

■1948 年結成

きっかけは、配給の不良マッチを優良品と取り替えさせる「燃えないマッチを持ち寄る会」。「台所の声を政治に」と立ち上がった主婦たちが主婦連合会を結成。以降、**平和、物価、税金、食品表示、消費者安全、環境**など幅広い課題を身近な消費者問題として提起し、消費者を守る制度や法律を制定させる運動を展開。

主婦連のあゆみ

■1950～60 年代――日本の消費者運動、消費者行政の黎明期

～消費者に関わる重要な法律制定のきっかけとなる～

主婦連の日用品試験室で「たくあん」から有毒色素オーラミンを検出し、その排除へと導いた「オーラミン追放運動」、ニセ牛缶事件をきっかけに始まった偽装表示への監視活動、ユリア樹脂製食器からホルマリンを検出したことによるプラスチック食器への問題提起などがあり、これらは衛生行政の強化や景品表示法制定へと結実した。

～消費者相談窓口設置の先駆けとして～

各地に苦情相談窓口を設置し、商品、サービスなどについての相談を受け付けた。その結果をもとに行政・企業に改善を求める一方、相談窓口設置の必要性を訴えた。それが 1968 年、消費者保護基本法に盛り込まれ、各地の消費生活センターや企業のお客様相談窓口設置へとつながった。

■1970～90 年代

～消費者の権利裁判を提起、他団体との連携で大きな運動に取り組む

1971 年、「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」に不服申立を行い、73 年に消費者の権利訴訟と位置づけられるジュース裁判を提起。また 74 年にはヤミカルテル灯油裁判を鶴岡と神奈川の生協と共に提起。この他、カラーテレビの不買運動、大気汚染測定運動、公共料金値上げ反対、消費税反対、PL 法制や情報公開法制定運動などを連携運動として展開した。

■2000 年以降の主な取り組み

～消費者庁創設は長年の「夢」

初代会長奥むめお（当時参議院議員）が 1959 年に国会質問の中で、「国民生活安定のために企画し、強力に施策を推進する総合的な役所」の新設を訴えた。この夢は 21 世紀になって一気に実現へと動き出す。消費者庁の設置を求める運動には主婦連も積極的に参加し、創設者の訴えからちょうど 50 年後の 2009 年、消費者庁創設が実現。

～JIS、ISO 等の標準化活動への参加

主婦連は JIS、ISO などの規格策定に消費者意見を反映させる取組にも力を注いでいる。COPOLCO（ISO の消費者政策委員会）には早くから関わり、現在 COPOLCO 総会に主婦連合会から委員を出し、日本の消費者代表として参加。消費者事故調査のガイドダンス規格の国際標準化においては主婦連が国際幹事国業務を担い、ISO の委員会マネージャーも主婦連から出している。

～多様化、複雑化する消費者問題に対応

リコール社告やエネルギーサービスの J I S 規格化、消費税増税反対、消費者目線の食品表示、食品ロス削減、エネルギー政策、消費者事故の再発防止、IT 関連の消費者問題など、活動分野は一層の広がりを見せている。

■最近の主な意見書・声明

- 2023 年 10 月 4 日 【意見書】原発推進政策の破綻は明らかです 再生可能エネルギーを最優先とする政策への転換を求めます
- 2023 年 9 月 6 日 【声明】殺傷武器の輸出解禁に断固反対します
- 2023 年 8 月 7 日 【意見書】SNS のチャットを利用した勧誘による消費者トラブルに対応するため特商法改正を求めます
- 2023 年 7 月 12 日 【意見書】改正マイナンバー法を廃止し 現行健康保険証を存続させることを強く求めます
- 2023 年 2 月 6 日 【共同声明】私たち消費者はいのちと暮らしを尊ぶ平和な社会を求め 敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有と防衛費増大に反対します
- 2022 年 3 月 30 日 【要望書】《今こそ全食品に実効性のあるトレーサビリティ制度の導入を》
- 2021 年 11 月 11 日 【意見書】電気通信サービスにおける消費者保護施策の更なる充実を求めます

* 定期刊行物『主婦連たより』（毎月 1 回発行）

* 事務局：102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館ブラザエフ 3F

Tel: 03-3265-8121 ■ Fax: 03-3221-7864

E-mail: info@shufuren.net

URL: www.shufuren.net

